

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 8 年 2 月

※本資料は第 68 回審査会（令和 7 年 1 月 27 日）以降、現時点までに、文部科学省に寄せられた要望（他省庁への要望も含む）のうち、賠償に係る主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。（全国市長会、福島県原子力損害対策協議会）
- 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、中間指針の見直しに伴う財源を確保するとともに、同センターの和解仲介について、広く周知すること。（全国市長会）
- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、被害者が請求の機会を失うことがないよう、賠償請求未了者の現況把握や分析等を踏まえた効果的な周知や請求支援を東京電力に行わせるとともに、被害者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底するよう指導すること。また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針では示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行わせること。さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、後続訴訟における確定判決の調査・分析等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。（福島県）
- 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。（福島県）

- 地域の実情や関係団体からの意見聴取を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会に対して、適時適切な指針の見直しを求めるとともに、東京電力に対して、被害者視点に寄り添った対応を行わせること。(会津総合開発協議会)
- 国及び原賠審は、東京電力に対して、中間指針第五次追補による追加賠償対象の約 148 万人について、2025 年 6 月 30 日現在、約 13 万人の支払いが完了していないことから、賠償請求未了者への対応を含めて、速やかに支払いを完了するよう指導すること。また、追加賠償額の地域間格差の是正等について、損害の実態の広範かつ十分な調査と評価を行い、「指針」の見直しにより、公正な被害者救済に取り組むこと。(「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟、福島原発震災情報連絡センター)
- 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償について、賠償対象者に対する支払率が 9 割を超えた一方で、いまだ数万人が賠償請求未了となっていることから、被害者が請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の現況把握と追加賠償の周知を丁寧に行うとともに、現地訪問等を通した手続案内や請求支援にも取り組むことで、確実かつ円滑に賠償を行わせること。また、これらの請求手続に関し、関係書類を交付する市町村から窓口業務の負担が大きいなどの声も寄せられたため、行政サービスへの影響が生じることのないよう、請求書類の簡素化を含め、柔軟な対応を行わせること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう指導すること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 審査会においては、「第五次追補」策定後も、被害者の生活や事業の再建が確実に果たされるよう、引き続き、現地視察や関係市町村等からの意見聴取、さらには後続訴訟における確定判決において、「第五次追補」を上回る賠償額が示された事例もあることから、調査・分析等を進め、被災地はもとより、当県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な「指針」の見直しを行うこと。(福島県原子力損害対策協議会)
- 賠償請求手続については、高齢者等から手続が困難である等の声もあることから、被害者の負担軽減をより一層進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保した上で、対象となる賠償項目及び請求方法の分かりやすい表記、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応をこれまで以上に徹底して行わせること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、東

京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、同社に対し強く指導すること。(東北市議会議長会)

○原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。(茨城県)

○一括賠償後の損害(超過分)について、個別事情を十分に勘案した誠実な対応と十分な賠償金の支払いと非課税化(日本商工会議所)

○手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対する損害賠償制度の周知・サポート体制の強化(個別訪問、コールセンターや個別相談窓口による丁寧な対応、弁護士等による手続き書類作成や代理手続支援)(日本商工会議所)

○商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、農林水産業に係る営業損害についても、根強く残る風評を払拭し産地の競争力を回復するため、引き続き生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続するとともに、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会)

○更なる風評被害に対しても、個別事情も踏まえた適切かつ迅速な賠償を確実に行いうよう、東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。(全国都道府県議会議長会)

○対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種などを限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。(原子力発電関係団体協議会)

2. 地方公共団体に係る賠償

○地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡略化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。(福島県)

○東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故が無ければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を的確に捉え、東京電力ホールディングス株式会社による賠償が確実に行われるよう国が

責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。(埼玉県)

○各市が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びこれらの事業の実施に係る職員の人工費について、原発事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取組むとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。(東北市議会議長会)

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○紛争の早期解決に向けた「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）」による和解仲介手続の周知徹底、利活用促進に向けた広報の徹底、ADR センターの人員体制強化等による審査の迅速化。(日本商工会議所)

○国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会)

○ADR による和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこと。(福島県原子力損害対策協議会)

4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等により当県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会、福島県原子力損害対策協議会)

○A L P S 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。(福島県)

○風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。(福島県原子力損害対策協議会)

○ALPS 処理水の海洋放出により損害が生じてしまった場合には、損害を立証する際の被害者側の負担の軽減など、利害関係者の理解と合意を得ながら、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけるこ

と。(東北市議会議長会)

○多核種除去設備（ALPS）等処理水の海洋放出については、引き続き、科学的根拠に基づいた安全性を広く発信するなど風評対策に万全を期すとともに、風評被害が発生した場合は、迅速かつ適切に賠償するよう東京電力を指導するなど責任ある対応を図ること。(茨城県)

○ALPS（多核種除去設備等）処理水の海洋放出については、対策を講じつつも損害が生じた水産事業者に対しては、地域に限定することなく、国の責任において、実態に見合った賠償を迅速かつ適切に対応すること。(全国市長会、全国市長会水産都市協議会)

5. 法制度に係る対応

○消滅時効が成立する 10 年経過後も時効が援用されず、損害賠償請求対応が可能であることの周知徹底。(日本商工会議所)

○東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。(福島県)

○福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。(原子力発電関係団体協議会)

○国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。(再掲)(福島県原子力損害対策協議会)